

# 1



## 第1章 今、なぜ景観か？

- 1．景観とは何か？
- 2．景観形成の重要性
- 3．これまでの景観行政の評価と課題
- 4．景観形成の課題と対応策
- 5．福井市景観基本計画の目的と役割

## 1. 景観とは何か？

### 1 - 1 景観とは

景観とは、「景」を「観る」と書きます。すなわち、私たちが「視覚」によって得る情報、視覚的環境はすべて「景観」と呼ぶことができます。

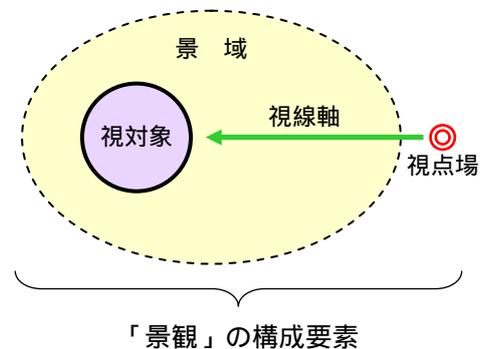
また、「景観」は、英語の Landscape (ランドスケープ) の訳であり、自然や土地・地域の個性を大切にすること、部分的な判断ではなく、全体性や総合性を大切にすることが重要となります。

このように、「景観」とは、広がりをもった視覚的情報として認識されるものであり、一般に「良い景観」と言われるためには、大きく次の2点を意識することが必要と考えられます。

#### 広がりや奥行きを意識する

「景観」は、見られるモノ(視対象)、それを見る場所(視点場)、両者を結ぶ線(視線軸)によって構成されますが、実際には、もっと広い視野で空間を捉えています。

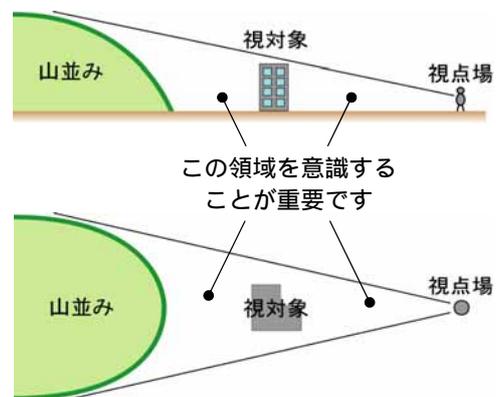
“建物を見ているようで自然を見ている”、又は、“自然を見ているようで建物を見ている”、という表現もあるように、視対象となるモノの周囲や背景にある空間(景域)を含めて景観を捉えることが重要となります。



#### 場所性・関係性を意識する

どんなに洗練された都会的な建築物や構造物であっても、それを置く場所が、緑豊かな田園や山間あるいは、荘厳な歴史的空間であった場合、その建築物や構造物は、その地域が持っている個性を損ねる要因となってしまいます。

「景観」は、広がりや奥行きをもった空間であり、田園や山並み、水辺、家並み、まちなみなどといった、モノを置く場所や背景との関係を意識することが重要となります。



### 1 - 2 景観と風景

“景観十年、風景百年、風土千年”、と言われるように、「景観」に似た言葉として、「風景」があります。「景観」は視覚的な情報として得られる環境であり、ある意味では、客観性、科学性のある情報であるとも言えます。

しかし、そこに、それを見る人の経験や感性などが加わると、印象や反応は一人ひとり異なります。すなわち、これが「風景」であり、「心象風景」や「原風景」と言われるように、イメージとして深く焼き付いている景色、昔から変わらない普遍的な景色であるとも言えます。

(参考:「美しい景観」から「いい風景」へ:進士五十八)

## 2. 景観形成の重要性

### 2-1 社会的背景（全国的にみた近年の景観形成の動き）

#### （1）観光立国の推進 ～ビジットジャパン～

20世紀後半から徐々に進行してきたIT革命は、世界中の人々や企業を「時間」と「距離」を超越してネットワークで直結させました。この結果、モノ、カネ、技術、情報が世界規模で流通するだけでなく、人々も世界的規模で行き交う、まさに大交流の時代を迎えています。

これとともに、歴史や風土に培われた、国や地域ごとの生きる知恵や楽しさ、すなわち、ローカルな文化の特性なども露となりつつあり、世界の人々は国際観光に新しい価値を見出そうとしています。

しかし、外国から日本に来る旅行者は年間約500万人で、国際ランキング33位と、大交流時代の到来にも関わらず、国際観光において日本は後進国となっています。

また、20世紀後半の高度経済成長により、人々は高い生活水準を実現しました。この結果、人々は経済上の量的拡大よりも、精神活動も含めて生活の質の充実を重視し、また、自由時間の有効活用を重視するようになりました。すなわち、社会の成熟に伴って、経済重視の時代から人間重視の時代へと移り変わってきました。

このような社会情勢を背景に、国では、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を基本理念とする「観光立国行動計画」を2003年(平成15年)7月に決定し、新しい時代にふさわしい観光立国の実現に向けて様々な戦略を展開しています。

この中で、観光を推進する上でも、良好な景観形成による地域の魅力の維持・創出は極めて重要であると位置づけられています。



#### （2）美しい国づくり政策大綱

戦後の荒廃した国土や焼け野原となった都市を復興させようと、国では、国土政策、交通政策、社会資本整備など、経済発展の基盤づくりに邁進してきた結果、我が国はすばらしい経済発展を成し遂げ、今やEU、米国と並ぶ3極のうちの一つに数えられるに至りました。

その一方で、都市には電線が張り巡らされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、さらに、ビルの高さは不揃いであり、看板や標識が雑然と立ち並ぶまちが創り上げられました。これら人工的に造られた都市景観は、四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に比べて著しく見劣りする、美しさとはほど遠い風景となりました。

量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか、この国土を美しいものとするために厚みと広がりを持った努力を行ってきたかなど、率直に省みる必要がありました。

また、美しさは心のあり様とも深く結びついています。ごみの不法投棄やタバコの吸い殻の投げ捨て、放置自転車等の情景は社会的モラルの欠如の表れでもあります。

このような反省のもとに、この国土を国民一人ひとりの資産として我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念のもと、「美しい国づくり政策大綱」を2003年(平成15年)7月に決定し、15の具体的施策を掲げ、美しい国づくりに向けた政策を展開しています。

(3) 景観緑三法

景観緑三法は、「美しい国づくり政策大綱」を実現するために、2004年(平成16年)6月に公布された法制度であり、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つを総称して「景観緑三法」と呼んでいます。

こうした動きの背景には、良好な景観形成に対する人々のニーズが高まってきたことが挙げられます。近年の経済社会の成熟化とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質をいかに高めていくかが重要な政策課題となっています。また、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみや良好な景観に対する人々の意識も高まっており、地域レベルでの様々な取り組みが行われるようになってきています。

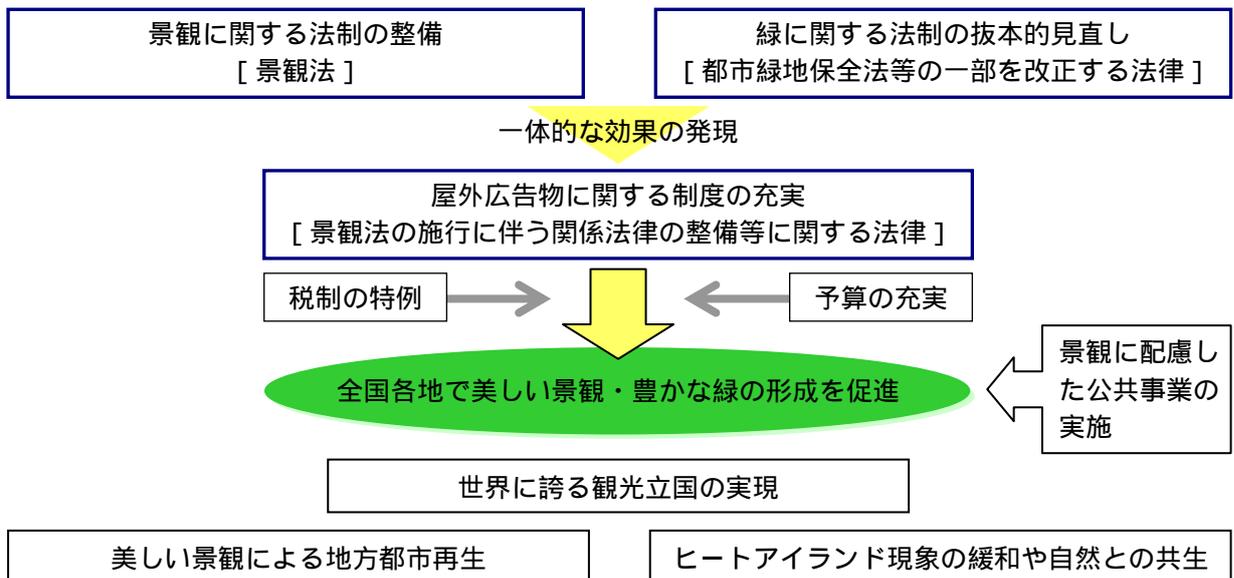
このような課題意識から、全国各地の500以上の自治体において景観条例が制定されるなど、地域独自の景観の整備・保全に対する積極的な取り組みが行われてきました。

しかしながら、いわゆる自主条例に基づく景観行政には、いざという時の強制力がないなど、一定の限界がありました。また、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立であることや、景観に資する取り組みに対しての国としての税財政上の支援が不十分であるなど、景観形成を推進する上での課題も多く存在していました。

国立のマンション問題に対する民事訴訟に象徴されるような事例は、景観の価値を評価し、一貫したルールによってその価値を守る姿勢が十分に備わっていなかったためであると言えます。

こうして制定されたのが景観法であり、景観を整備・保全するための基本理念や、住民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、実行法としての行為規制を行う仕組みや支援の仕組みも備えています。

その基本理念においては、『良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産』であることを明らかにしているほか、『地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき』と示されています。



景観緑三法の概念

## 2 - 2 これまでの景観行政の反省

### (1) フェニックスからリインカネーション ～福井市都市景観基本計画・1989～

福井市の発展は、戦国大名・越前朝倉氏が築いた一乗谷城から柴田勝家が築いた北ノ庄城へ、さらには結城秀康が築いた福井城へと構えを移し、ここを中心に福井のまちづくりが進められ、明治22年には全国主要39都市とともに最初の市制を施行しました。

その後、昭和20年7月の戦災で全市がほとんど壊滅し、ようやく立ち上がりかけた昭和23年6月に襲った福井地震は、再び市街の全域を壊滅させました。

2度にわたる壊滅的な打撃にも関わらず、福井市は戦災復興土地区画整理事業をはじめとする都市整備手法を積極的に活用し、まちづくりを展開してきました。この結果、高い基盤整備水準を備えた市街地が形成され、その様は、しばしばフェニックス(不死鳥)に例えられてきました。

しかしながら、土地区画整理事業により整備された都市基盤は、画一的な面をもち、都市の個性に乏しく、また、都市の潤いや都市美に対する配慮に乏しい面もあり、これら完成された基盤をいかに魅力的にしていくかが大きな課題となっていました。

そこで、市制100周年を迎えた1989年(平成元年)、福井市の都市景観整備の基本的な方向性を明らかにし、市民と行政が協力してその目標を実現するための指針を示した「福井市都市景観基本計画・1989」を策定しました。また、平成3年には「福井市都市景観条例」を制定し、福井市全域を対象とする良好な都市景観形成のためのルールや制度を整えました。

この時の基本理念「フェニックスからリインカネーション」には、フェニックスと称えられた時代の都市整備を新しく今日的に再生することにより、福井市の新しいイメージを確立するとともに、併せて福井市の繁栄と市民生活の快適性を創出する、という思いが込められていました。

### (2) 住み良さ日本一、福井駅周辺整備、市町村合併・・・

「福井市都市景観基本計画・1989」の策定後、「歴史のみち整備事業」や「賑わいの道づくり事業」などの関連事業を含め、景観づくりに取り組んできました。また、生活水準も高く、民間情報誌が毎年公表する住みよさランキングでは、常に全国1位、2位の高い評価を受けています。

しかし、市街地は郊外へと拡大し、騒色でデザインされた建築物や広告物がまちなみに乱立しはじめ、特に、市街地中心部では老朽化した建築物や過剰な広告物などがまちなみを損ねています。平成16年に(財)北九州都市協会が全国主要54都市を対象に行った住み良い都市ランキングでは、福井市は総合1位にも関わらず、「都市イメージ」の評価は最下位でした。

平成元年から15年以上にわたり都市景観行政を推進してきた結果、良好なデザインを備えた建築物や施設等は着実に増加し、市民への景観意識も浸透しつつありますが、これまでの景観行政が必ずしも効果を挙げているとは言えない面もあります。

このような中、福井駅周辺土地区画整理事業の施行や北陸新幹線福井駅部の工事着工など、福井県の玄関口として多くの人々を迎え入れるための大規模な基盤整備が進められており、平成18年2月1日には美山町、越廼村、清水町と合併し、新たな福井市としてスタートしました。

今後50年、100年後の福井市を、市民が誇りをもって住み続けられるまちにしていくため、また、誰もが何度も訪れたい魅力あるまちとして全国・世界にアピールしていくためには、今まで以上に積極的な景観整備が求められています。

## 2 - 3 福井市における景観形成の重要性

---

### (1) 美しい水と緑と大地、悠久の歴史を未来へ受け継ぐ

福井市には、コシヒカリのふるさとでもある広大な農地、緑豊かで貴重な動植物が生息する飯降山や国見岳などの山々、大地や人々の生活を潤し、まちに清新さを与える九頭竜川や足羽川などの河川、日本海特有の奇岩奇勝が続く海岸線など、四季折々に変化する日本の原風景ともいべき美しい自然景観があります。

また、人々は、悠久の時代から自然の風景と良好な関係を保ちながら生活してきました。朝倉孝景が築いた一乗谷城、柴田勝家が築いた北ノ庄城、結城秀康が築いた福井城など、これらの城下町は、全て美しい自然を上手に取り込んで造られていました。

その後、戦後日本の急速な発展の波にもれず、福井市も都市化の道を辿ってきました。その結果、生活水準は飛躍的に向上し、住み良さランキングでは全国1位という評価を得るまでになりました。

しかしその一方で、農地や山林の減少・荒廃、水辺環境の悪化といった自然環境の破壊、歴史や伝統文化を重んじる精神が薄れるなど、都市の発展の影には美しい自然や歴史・文化を代償としてきた面もあります。

全国的に「日本の美」を再生する動きが進められている中で、福井の美しい自然や貴重な歴史・文化を守り、未来に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な責務です。

### (2) 世界に誇れる魅力を発信する

我が国は、世界の主要都市に先駆けて人口減少時代へと突入しました。また、これと合わせて、世界に類をみない急速なペースで高齢化が進むことが確実となっています。

このような時代において、美しい国土や地域に根ざした生活や文化などをいかに保全していくかが重要となっています。

また、地方分権や都市間競争が進む現在、福井市が有している個性にいかにか磨きをかけ、全国や世界に向けていかにアピールしていくかが重要となっています。とりわけ、今後導入が検討されている道州制にあっては、福井という個性が埋没しないためにも、「顔」となる部分をしっかりと整備していくことが重要です。

景観を美しくすることにより、我がまち福井を全国や世界に向けて誇りをもってアピールすることができるのと同時に、訪れる人に対して福井という良好なイメージを心象として印象づけます。

### (3) 景観づくりは総合的な地域づくり

良い景観とは、何よりもそこに住んでいる市民が誇りをもてるものでなくてはなりません。このためには、単に行政が道路や公園を美しく造ればよいというものではなく、そこに住んでいる市民や事業者などが協働で取り組むことが重要です。

また、美しいものを新しく造ることも重要ですが、成熟社会を向えた現在、今あるものを利用していかに美しくしていくか、景観的価値を付加させていくかが重要となっています。

このためには、行政からの押し付けではなく、市民や事業者などが自ら景観というものに価値を見出し、目標や方針を共有し、楽しみながら景観形成を進めていくことが重要です。

美しい福井市づくりを進めることは、これらの過程を通じて市民意識の高揚やコミュニティの醸成が図られるなど、市民が主体的に取り組む総合的な地域づくりに欠かせない要素となっています。

### 3. これまでの景観行政の評価と課題

#### 3-1 福井市の景観行政の歩み

年	条例・規則・要綱・計画策定等	景観形成事業・景観誘導制度・景観支援制度等	関連する施策・事業等
63年	福井市まちづくり・都市景観懇談会より市長に提言 「魅力ある福井市の都市景観の実現のために」		
平成元年	福井市都市景観実施要綱制定 都市景観形成モデル都市(建設省)の指定 福井市都市景観基本計画・1989 策定	福井市都市景観シンポジウム開催 福井市制 100 周年記念事業 福井市の都市景観についてのアンケート調査実施 ふくい百景パネル展開催 第 1 回福井市都市景観賞実施	
2年	福井市彫刻のある街づくり基本計画・1990 策定 福井市都市景観ガイドプラン策定	福井市彫刻のある街づくり事業開始(H2~H9:計15体:以後休止)	福井市中心市街地整備基本計画 1990 策定 福井市住宅基本計画策定 福井駅前線シンボルロード整備事業完了(県)(S59~H2) 「さくら名所 100 選」選定(足羽川・足羽山公園) 桜づつみ事業着手
3年	福井市地区景観ガイドプラン策定 福井市都市景観条例制定 福井市都市景観条例施行規則制定 都市景観形成助成金交付要綱制定 景観づくり地域団体等活動助成金交付要綱制定	景観づくり地域団体第 1 号認定(第 1 号/福井西商店街振興会/助成 H3~H7) 第 2 回福井市都市景観賞実施(表彰式&講演会 91 開催)	一乗谷朝倉氏 4 庭園が特別名勝に指定 本町明里線シンボルロード整備事業開始(県)(H3~H10)
4年	都市景観形成地区の指定及び同基準告示 大規模建築物等誘導基準告示 福井市都市景観条例施行規則の一部改正 (国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体を届出対象外)	福井都心部都市景観形成地区の指定及び届出開始 大規模建築物等の届出開始 景観づくり地域団体第 2 号・第 3 号認定 (第 2 号/東郷ふるさとおこし協議会/助成 H4~H8、第 3 号/城の橋景観整備を進める会/助成 H4~H8) 福井市彫刻のある街づくり 1992(近隣文化ゾーン一般公募)事業開始(H4~H9:計6体:以後休止)	福井県景観づくり基本計画策定(県) 第四次福井市総合計画策定
5年	福井市公共サイン整備計画策定	第 3 回福井市都市景観賞実施(表彰式&講演会 93 開催) 都市景観形成助成金交付(1 件)	養浩館庭園復元
6年	福井市公共サインマニュアル・事業方針策定	景観づくり地域団体第 4 号認定(第 4 号/鮎川 21/助成 H6~H10) 福井市公共サイン整備事業開始(H6~H9:歩行者系サインモデル事業:計56基) 都市景観形成助成金交付(3 件)	特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定 福井市景観記録事業開始
7年		第 4 回福井市都市景観賞実施(表彰式&講演会 95 開催) 都市景観形成助成金交付(1 件)	うらがまちづくり推進事業開始(H7~H9) 「都市景観大賞」受賞(西部鉄道/景観形成事例部門:小空間レベル)
8年		都市景観形成助成金交付(2 件)	福井歴史のみち整備計画策定 「日本の渚百選」選定(越前海岸)
9年		第 5 回福井市都市景観賞実施(表彰式&講演会 97 開催)	福井市住宅マスタープラン策定 福井県広域緑地計画策定(県) 「元気のある商店街 100」選定(福井駅前商店街)
10年		景観づくり地域団体第 5 号認定(第 5 号/上文殊地区総合開発委員会/助成 H10~H14) 第 6 回福井市都市景観賞実施(入賞作品パネル展開催)	福井市観光拠点整備ビジョン策定 うらがまちづくり支援事業開始(H10~H12) 「日本百名橋」選定(九十九橋)
11年	都市景観重要建築物等告示 (第 1 回都市景観重要建築物等の指定物件:11 件)	都市景観重要建築物等の第 1 回指定(早急に指定すべき物件等を対象) 第 7 回福井市都市景観賞実施(入賞作品パネル展開催) 都市景観形成助成金交付(1 件)	福井市中心市街地活性化基本計画策定 福井市農林水産業振興ビジョン策定
12年		第 8 回福井市都市景観賞実施(特別市移行記念「まちづくりシンポジウム」において表彰式同時開催)	福井市都市計画マスタープラン策定 福井市緑の基本計画策定 21 世紀わがまち夢プラン策定事業開始 賑わいの道づくり事業開始(H12~H17) 「中部の駅 100 選」選定(ハーモニーホール駅) 「続元気のある商店街 100」選定(田原町商店街)
13年	都市景観重要建築物等告示 (第 2 回都市景観重要建築物等の指定物件:9 件)	都市景観重要建築物等の第 2 回指定(神社・仏閣を対象) 第 9 回福井市都市景観賞実施(入賞作品パネル展開催)	福井市環境基本計画策定 21 世紀わがまち夢プラン推進事業開始(H13~H15) 社会実験実施(駅前電車通りトランジットモール)
14年		第 10 回福井市都市景観賞実施(ふくい都市づくりセミナー 02 において表彰式同時開催)	第五次福井市総合計画策定 福井駅周辺土地区画整理事業(H14~H21 換地処分予定)
15年	都市景観重要建築物等告示 (第 3 回都市景観重要建築物等の指定物件:11 件)	都市景観重要建築物等の第 3 回指定(古民家・町並み、歴史、民俗等を対象) 第 11 回福井市都市景観賞実施(ふくい都市づくりセミナー 03 において表彰式同時開催)	美しい国づくり政策大綱公表(国) 観光立国行動計画公表(国) 福井市風致地区内における建築等の規制に関する条例公布 「夕日百選」選定(越前海岸(越前町))
16年		第 12 回福井市都市景観賞実施(ふくい都市づくりセミナー 04 において表彰式同時開催) 都市景観形成助成金交付(1 件) 景観づくり地域団体第 6 号認定(第 6 号/中央 1 丁目景観整備を進める会/助成 H16~)	郷土歴史博物館・養浩館庭園周辺整備完成 北の庄城址公園完成 福井県風致地区条例改正(県) 都市計画区域マスタープラン策定(県) 景観法公布、都市緑地保全法、屋外広告物法の一部改正(国)/6月 福井豪雨災害 ふくい美観風致維持特区の認定(県) 景観法施行(国)/12月
17年	福井市都市景観基本計画・1989 の見直し開始 (諮問:福井市における今後の景観行政のあり方について)	第 13 回福井市都市景観賞実施(ふくい都市づくりセミナー 05 において表彰式同時開催) 都市景観形成助成金交付(1 件)	新 JR 福井駅舎完成・JR 北陸線高架切替 景観法全面施行(国)/6月(第 3 章部分/景観地区等) 福井市中高層建築物等に関する指導要綱制定
18年	景観行政団体になる(4月10日)	中央 1 丁目都市景観形成地区の指定(7月18日施行) 第 14 回福井市都市景観賞実施(ふくい都市づくりセミナー 06 において表彰式同時開催) 福井(291)の景観再発見実施	美山町・越前村・清水町と合併/2月 「日本 100 名城」選定(一乗谷城) 「日本の歴史公園 100 選」選定(養浩館庭園、北の庄城址公園) 「美しい日本の歴史的風土 100 選」選定(戦国大名朝倉氏一乗谷遺跡、松平家城下町の遺産)/H19.2月

### 3 - 2 福井市都市景観条例に基づく各種制度の評価と課題

#### (1) 都市景観形成地区

##### 制度の概要

魅力あるまちづくりを推進するため、都市景観の形成を重点的に図る必要のある地区を都市景観形成地区に指定し、地区内において、建築物や屋外広告物等の新築・増築・改築・修繕等を行う場合は届出を義務付け、助言・指導を行っています。



福井都心部都市景観形成地区、中央1丁目都市景観形成地区の範囲

##### 都市景観形成地区における建築物や屋外広告物等の届出状況

(件)

H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
2	10	11	9	9	3	6	5	2	5	5	2	6	3	17	95

##### 制度による景観形成の評価

###### ( )景観的に配慮された建築物や屋外広告物等が増加している

- ・建築物や屋外広告物等をデザインする際に、景観形成を意識付ける契機となっています。
- ・福井都心部地区では、平成4年の施行以来、平成18年度までに95件の届出があり、良好にデザインされた建築物等は着実に増加しています。

###### ( )景観に対する市民意識の高まりがみられる

- ・景観に対する市民や事業者等の意識の高まりが見られ、平成18年に施行された「中央1丁目都市景観形成地区」は、地元からの申し出により提案した地区です。



福井銀行本店



織協ビル



駅前電車通り

制度における課題（福井都心部地区都市景観形成地区）

( )景観形成の具体的なイメージが伝わりにくい

- ・『アーバンステージの創出』のもとに5つのゾーンに分けられ、それぞれに基本方針が定められていますが、具体的な景観形成のイメージが伝わっていない面があります。

( )景観形成の基準が曖昧で適切に規制・誘導できていない

- ・景観基準が曖昧で、色彩や高さ、面積などに関する明確な数値基準がないため、建築物や屋外広告物等のデザインに対して適切に指導・助言することが困難となっています。
- ・専門の審査・窓口機関がなく、デザインは事業者等に委ねられているのが実情です。



福井駅前大通り(シンボルロード)



本町通り



駅前電車通り

( )まちなみとしての連続性が確保されない

- ・基準に基づいてデザインされた建築物や屋外広告物等に対し、その周辺の建築物の更新が進まないため、まちなみに調和や連続性が生まれません。
- ・単体としては良くデザインされた建築物や屋外広告物等であっても、デザインや色調など地区全体として統一性がないため、かえって不調和を感じてしまいます。



フェニックス通り



各通りの街路照明



( )福井らしさが見えない

- ・沿道型の指定であり、面としての景観が誘導できていません。特に、足羽川や足羽山、福井城址、養浩館など、福井市を代表する自然的・歴史的景観資源が近接しているにも関わらず、その存在が感じられません。

( )景観形成に対する意識高揚が進まない

- ・都市景観賞やセミナーなどの啓発事業に取り組んできた反面、助成金制度などを積極的にPRしてこなかった面もあります。
- ・このため、景観形成に対する意識・意欲の低い人も多く、地区全体としての景観形成を困難にしています。

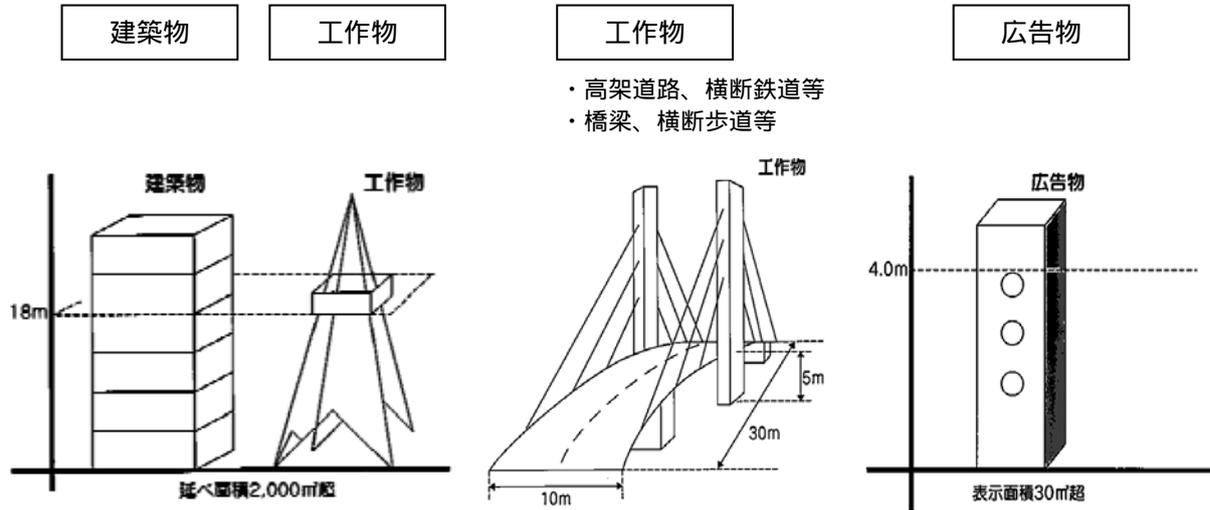
課題解決に向けた方向性

福井城址や足羽山を含め、回遊性のある面的な景観形成を図り、市内外に広くPRする  
賑わい、シンボル、自然、歴史などのテーマを設定し、それぞれに応じた基準を明確化する  
景観形成には長い期間を要するため、関連事業等と合わせた段階的・計画的な誘導を図る  
景観基準に対する審査を強化するための制度や体制を確立する  
市民や事業者の自主的な活動を促進・支援するための制度や体制を充実・強化する

(2) 大規模建築物等

制度の概要

大規模な建築物や工作物、広告物は、都市景観の形成や周辺環境に大きな影響を与えることから、都市景観形成地区以外の全市域において、一定規模以上の大規模建築物等の新築・改築・修繕等を行う場合は届出を義務付け、助言・指導を行っています。



届出の対象となる大規模建築物等

大規模建築物等の届出状況

(件)

H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
14	39	33	29	39	39	37	35	60	50	39	46	72	77	107	716

制度による景観形成の評価

( )景観的に配慮された建築物等が増加している

- ・建築物や屋外広告物等をデザインする際に、景観形成を意識付ける契機となっています。
- ・平成4年の施行以来、平成18年度までに716件の届出があり、良好にデザインされた建築物等は着実に増加しています。



マンション



業務ビル



工場

制度における課題

( )景観形成の基準が曖昧で適切に規制・誘導できていない

- ・「けばけばしい色彩を避け、周囲との調和に配慮する」という誘導基準が定められていますが、明確に規定する数値基準等がなく、助言・指導が困難なことが実情です。
- ・特に、郊外部における商業系の建築物等は騒色で着色されたものも多く、周辺環境との調和に配慮されているとは言い難いものもみられます。また、全国展開している店舗はCIとして色やデザインが統一されているため、規制が困難な面もあります。
- ・建築物のデザインと広告（壁面利用）との境界が曖昧なため、助言・指導が困難です。
- ・高さや建築物等の位置に関する基準がなく、山並みなどへの眺望を阻害する高層建築物、歩行者が圧迫感を感じるような施設配置がみられます。
- ・届出の対象とならない建築物等の中にも周辺景観との調和を損ねるものがありますが、助言・指導する機会が用意されていません。



国道8号(大和田町付近)



城の橋通り(2004年)



西環状線(若杉町付近、2004年)

( )広告物がまちなみを損ねているケースがみられる

- ・大規模な屋上広告物がまちなみや眺望を損ねているケースがみられます。
- ・幹線道路沿道における広告物は、街路樹や周辺広告物と競うように高さが高くなる傾向にあり、また、野立て看板が田園景観を損ねているケースがみられます。
- ・全国展開の店舗はCIとして色やデザインが統一されているため、規制が困難な状況です。
- ・届出の対象とならない広告物に対しては、まちなみや風紀を乱すデザインであっても、助言・指導する機会が用意されていません。



国道8号(羽水2丁目付近)



藤島通り(新保町付近)



国道158号(和田中町付近)

課題解決に向けた方向性

- 届出の対象となる基準を引き下げ、景観に対する助言・指導を密に行う
- 建築物や屋外広告物等の色彩や高さ、面積に関する基準を強化・明確化する
- 特に重点的に景観形成を図るべき地域などを特定し、限定的に景観基準を強化する
- 景観基準に対する審査を強化するための制度や体制を確立する
- 福井市として屋外広告物条例を制定する

(3) 都市景観重要建築物等

<p>制度の概要</p> <p>都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等または樹木等を都市景観重要建築物等として指定しています。</p>	
<p>指定の状況</p> <p><b>第1回指定(平成11年)/11件</b>                  テーマ：早急に指定すべき、                  市民に親しまれている                  (欣浄寺の松は平成13年に指定解除)</p>	
	
足羽川桜並木	福井城の堀及び石垣
<p><b>第2回指定(平成13年)/9件</b>                  テーマ：神社・仏閣</p>	
	
足羽神社	藤島神社
<p><b>第3回指定(平成15年)/11件</b>                  テーマ：古民家、町並み、                  集落風景、歴史、                  民俗等</p>	
	
御嶽山の原生林	吉田金右工門氏の酒蔵と住宅
<p>制度による景観形成の評価</p> <p>( )地域におけるランドマークとして、景観を意識づける契機となっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるランドマークとして市民に親しまれているとともに、都市景観重要建築物等の指定を示す立て札が立てられ、市民が「景観」を意識する契機となっています。</li> </ul>	
<p>制度における課題</p> <p>( )個人による管理には限界がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等を管理するための計画が定められていないため、管理の方法や基準、管理にかかる費用等について、所有者だけでは限界があります。</li> </ul> <p>( )地域のランドマークとなっている建築物等が他にも数多く点在する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定されている30件以外にも、地域のランドマークとして親しまれている建築物や樹木等が数多く点在していますが、把握しきれいていません。</li> <li>・歴史的な建築物だけでなく、近代的な建築物についても指定の対象となりえます。</li> </ul>	
<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>地域のランドマークとして親しまれている建築物等を数多く拾い出し、景観意識の高揚を図る                  管理計画の作成、第三者機関への管理委託などにより、適正な管理に努める                  建築基準法の緩和や相続税の減免などの特例、優遇措置などを講じる</p>	

(4) 景観づくり地域団体

<p><b>制度の概要</b></p> <p>一定の地域における都市景観の形成を目的とした市民団体を景観づくり地域団体として認定し、その活動に対して助成を行っています。</p>													
<p><b>景観づくり地域団体認定の要件</b></p> <p>その活動が以下のいずれにも該当する団体</p> <p>当該地区の都市景観の形成に有効と認められる団体</p> <p>当該地区の住民の大多数に支持されていると認められる団体</p> <p>関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものではないと認められる団体</p>	<p>これまでに認定された団体</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>福井西商店街振興会(H3.7.3)</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>東郷ふるさとおこし協議会(H4.7.27)</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>城の橋景観整備を進める会(H4.10.13)</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>鮎川 21(H6.8.11)</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>上文殊地区総合開発委員会(H10.7.24)</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>中央1丁目景観整備を進める会(H16.4.19)</td> </tr> </table>	第1号	福井西商店街振興会(H3.7.3)	第2号	東郷ふるさとおこし協議会(H4.7.27)	第3号	城の橋景観整備を進める会(H4.10.13)	第4号	鮎川 21(H6.8.11)	第5号	上文殊地区総合開発委員会(H10.7.24)	第6号	中央1丁目景観整備を進める会(H16.4.19)
第1号	福井西商店街振興会(H3.7.3)												
第2号	東郷ふるさとおこし協議会(H4.7.27)												
第3号	城の橋景観整備を進める会(H4.10.13)												
第4号	鮎川 21(H6.8.11)												
第5号	上文殊地区総合開発委員会(H10.7.24)												
第6号	中央1丁目景観整備を進める会(H16.4.19)												
<p><b>制度による景観形成の評価</b></p> <p>( ) <b>地域に根付いた自主的な活動が行われている</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の良好な景観形成のための方針や行動計画等を地域住民自らが考え、自らが実践に取り組んでおり、景観形成に対する市民意識が高まっています。</li> <li>・補助金の交付は団体認定後の5年間ですが、それ以降も継続的に取り組んでいる地域がみられ、地域に根ざしたものとなっています。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>お宝マップの作成 (東郷)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>景観整備イメージの提案 (城の橋)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地区の花壇整備 (上文殊)</p> </div> </div>													
<p><b>制度における課題</b></p> <p>( ) <b>取り組みが継続しない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付後も自主的に取り組んでいる地区がある反面、現在はまちづくり活動が行われていない地区もあります。</li> </ul> <p>( ) <b>統一した景観づくりに向けた意見調整が難しい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面的な広がりをもった地域で関係する市民等が多数存在する場合、どのような景観づくりを目指すのかなど、市民だけでは調整を図ることが難しく、活動が円滑に進まないケースがみられます。</li> </ul> <p>( ) <b>制度が十分に周知されていない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、地域住民による自主的なまちづくり活動が活発化していますが、現在までの認定は6団体にとどまっており、制度自体が市民に周知されていないことが伺われます。</li> </ul>													
<p><b>課題解決に向けた方向性</b></p> <p>制度を広くPRし、市民による自主的な景観形成を促進する</p> <p>活動内容を公開するなど透明性を高め、責任をもって継続的に活動に取り組んでもらう</p> <p>アドバイザー制度などの人的支援を行い、円滑な活動を支援する</p>													

(5) 都市景観賞

制度の概要

魅力ある都市景観の形成のため、都市景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物や、良好な都市景観の維持向上に努めている団体・個人を、福井市都市景観賞として表彰しています。

実施状況

平成元年度の第1回以降、平成18年度までに計14回実施しており、建築物等部門59作品、活動部門20作品が表彰を受けています。

表彰式にあわせて都市づくりセミナーを開催しており、市民意識の高揚を図っています。



東郷地区用水周辺の風景(H9)



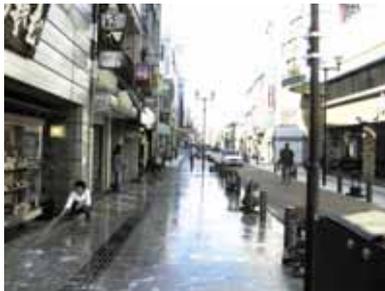
OPMビル(H14)



グリーンステートみのり(H16)



新田塚ふれあい公園づくり(H14)



わがまち・わがみち・サンロード北の庄(H15)



福井駅前電車通り(H18)

制度による景観形成の評価

( )景観的に配慮された建築物等や活動が増加している

- ・景観的にデザインされた建築物等や市民の自主的な活動が増加しています。

( )景観に対する市民の意識が高まっている

- ・都市景観賞への応募数は当初開催時よりも増加しており、身近な景観に対する市民の意識、建築物等を景観の対象として見る感覚が高まっていることが伺われます。

制度における課題

( )制度を知らない人がいまだ数多くいる

- ・市役所ロビーへの展示、メディアの活用など、PR活動に努めていますが、まだ全市に普及していないのが実情です。
- ・都市景観賞への応募者が固定化する傾向がみられます。

( )制度がマンネリ化しつつある

- ・平成元年以来、14回を数えており、今後、制度自体がマンネリ化する恐れがあります。
- ・建築賞的なイメージが強く、まちなみとしての景観が評価されていない面があります。

課題解決に向けた方向性

より積極的なPR活動を行い、景観に対する市民の関心を高める

賞のあり方を検討し、単体としての評価から「まちなみ」としての評価を重視する

(6) 助成制度

制度の概要

都市景観条例に基づき、都市景観の形成に寄与する行為を行おうとするものに対して助成金を交付しています。

助成の対象

- 都市景観形成地区内での建築物等
- 大規模建築物等の新築等
- 都市景観重要建築物等の現状変更行為
- 景観づくり地域団体の活動

都市景観形成地区内における助成金の交付状況

(件)

H4 年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
1	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	1	1	2	4	16

制度による景観形成の評価

( )景観形成に係る事業者(施工者)負担の軽減化に寄与している

- ・建築物として助成を受けた16件、景観づくり地域団体として助成を受けた6団体については、助成金を活用して良好な景観形成が図られています。



助成制度を活用した建築物等の例

制度における課題

( )制度そのものが広く普及していない

- ・平成3年の制度創設以来、助成金が交付された建築物等の事例は16件と少ない状況にあり、都市景観形成地区以外での大規模建築物等の新築等に対する助成は行われていません。
- ・また、助成要件等が一般に公開されていないことから、制度自体が市民に周知されていない状況が伺われます。

課題解決に向けた方向性

制度や助成要件などを広くPRし、民間等による良好な景観形成を推進する  
 建築物等のデザインに対する審査体制を強化し、適切な景観誘導を図る  
 景観づくり地域団体に対しては、活動内容を公開するなど透明性を高める

(7) 福井市の景観に対する市民の意識

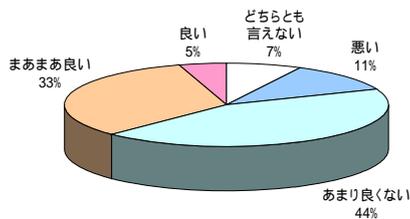
美しい福井市づくりに向けた市民アンケートの実施

福井市における今後の景観行政の在り方の検討にあたって、広く市民の意見を反映するため、「美しい福井市づくりに向けた市民アンケート」を実施しています。

(平成17年11月から12月にかけて実施し、548件の回答)

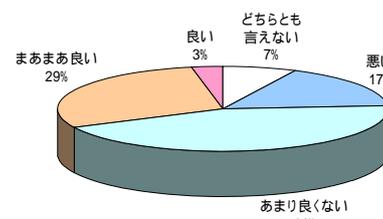
市民アンケートの結果からみる福井市の景観行政における課題

福井市の景観全般に対する印象



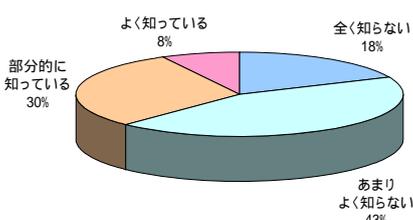
・「悪い」「あまり良くない」が55%を占めており、「良い」「まあまあ良い」は38%で、景観全般に対する評価は低くなっています。

福井市の景観全般に対する印象(平成元年調査)



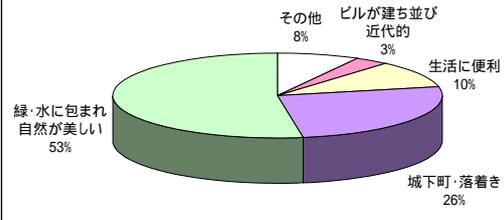
・一方で、平成元年に行った調査と比較すると、「良い」「まあまあ良い」が増加、「悪い」が減少しており、一定の成果が見られます。

福井市の景観行政に対する認知度



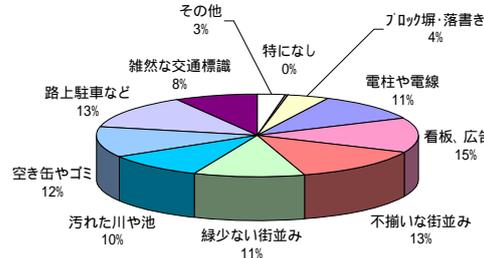
・「よく知っている」の8%に対し、「全く知らない」が18%で、「あまりよく知らない」を含めると61%に達しており、景観行政が市民に浸透していない状況が伺われます。

もっとも住んでみたいと思うまちのイメージ



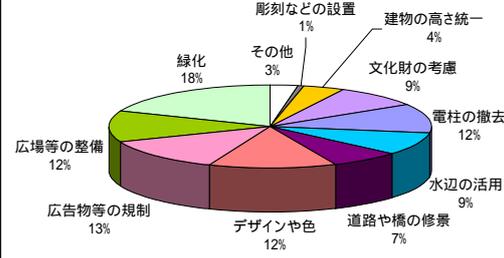
・「緑と水に包まれ自然が美しいまち」が53%で最も多く、次いで「城下町のように落ち着いたまち」となっており、「ビルが建ち並ぶ近代的なまち」を挙げた人は少ない結果です。

美しい福井市を創るために改善すべき点



・いずれの項目とも平均的な割合ですが、「看板、広告塔」「不揃いな街並み」を挙げた人が比較的多くなっています。

美しい福井市を創るために重点的に取り組むべきこと



・「緑化」を挙げた人が最も多く、次いで「広告物等の規制」「建物のデザインや色の規制」「広場等の整備」となっています。

課題解決に向けた方向性

どのような景観づくりを目指すのかを明確に宣言する

市民と協働で景観づくりを進めるため、共通のコンセプトをわかりやすく提示する

福井らしい景観、福井の特性を活かした個性ある景観づくりを進めるための方針、整備指針等をわかりやすく示す

## 4. 景観形成の課題と対応策

### 美しい福井市づくりを進めるための目標を市民と行政が共有できていない

- ・美しい福井市づくりに向けて福井市が様々な取り組みを行っていることが周知されていません。
- ・福井市が目指す景観形成の目標や指針を市民と共有できていないため、どのように景観形成を進めれば良いのか、何をすればよいのかが市民に伝わっていません。

### 市民と行政が共有できる分かりやすい景観形成の目標づくり

- ・景観形成の重要性を十分に説明するとともに、福井市がどのような景観形成を目指すのか、その理念や目標（コンセプト）などをわかりやすく示し、市内外に対して広く宣言していきます。

### 福井市固有の景観特性が有効に活用されていない

- ・足羽川や足羽山、田園や山並み、越前海岸などの自然、福井城址や一乗谷朝倉氏遺跡などの歴史文化など、福井市固有の景観資源が有効に活用されていません。
- ・市町村合併によりさらに多くの景観資源を有することから、より広域的な視点で景観形成を進める必要があります。

### 福井らしさを活かした個性的な景観づくり

- ・地形的な構造、自然や歴史、文化、生活、都市活動などが織りなす景観は、福井らしさそのものであり、これらと調和した景観形成を進めます。
- ・福井市中心部や観光拠点などでは、特に計画的・重点的に景観整備を進めます。

### 良好な景観を誘導するための基準やシステムが明確になっていない

- ・色彩や高さなど、良好な景観を誘導するための基準が曖昧であるとともに、建築物や屋外広告物等の単体としての方針や基準はあっても、面的にデザインする視点に欠ける面があります。
- ・デザイン等を審査する体制や機関が確立しておらず、助言・指導が適切に行われていません。

### 建築物等のデザインの明確化、助言指導体制の確立

- ・福井らしい景観構造との調和を図るため、建築物等に関する具体的な景観基準のほか、面的なデザインの在り方等についても、市民が納得できるように示します。
- ・届出や審査体制などをシステムとして確立し、適正な誘導を図ります。

### 市民の意識が高まらない、市民参画が進まない

- ・景観に対する意識の高まりや市民活動の活発化がみられる反面、無関心な人も多く、ルールやマナーが守られていない面も多くみられます。
- ・地域に根ざしたきめ細かな景観形成を進めるためには、市民・団体、事業者などが主体的に取り組む必要があります。

### 市民との協働によるきめ細かな景観づくりの推進

- ・市民と行政の役割を明確にし、市民に対する意識啓発を図るとともに、助成やアドバイザーなどの支援制度を整えながら、市民・団体、事業者などによる自主的な景観形成を促進します。

## 5. 福井市景観基本計画の目的と役割

### (1) 福井市景観基本計画の目的

市民が誇りをもって住み続けられる心地よいまちをつくるため、また、何度も訪れたくなる魅力ある美しいまちをつくるためには、市民・団体、事業者、行政が一緒になって、「福井らしい」景観を守り、創り、育んでいく必要があります。

本計画は、このために必要な景観形成に関する基本的な方向性や取り組み方策を明らかにすることを目的とします。

### (2) 福井市景観基本計画の役割

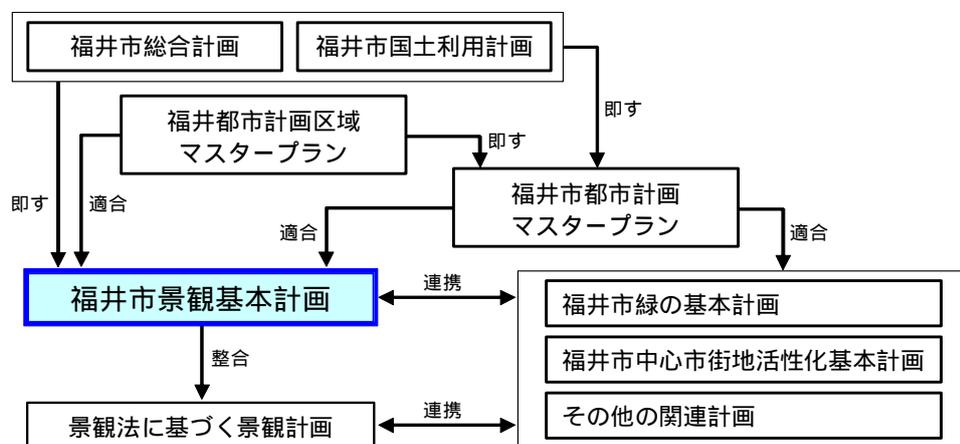
#### 景観形成活動に関するガイドライン

本計画は、景観、さらには風景という観点から、長期的・総合的視点に立って、福井市の望ましい景観の将来像を描いたものであり、それを実現するために必要となる施策や事業、あるいは市民・団体、事業者が行う活動に対するガイドラインとしての役割を果たします。

#### 景観形成に関する総合調整

本計画は、福井市における各種のまちづくり施策について、「景観」という観点からの取り組み方を示したものであり、今後、国、県及び関係機関が行う事業や施策に対する総合的な指針となります。

また、上位計画である「福井市総合計画」や「福井市都市計画マスタープラン」などとの整合を図るとともに、景観法に基づく「景観計画」、「福井市緑の基本計画」や「中心市街地活性化基本計画」などの関連計画における景観面での総合調整としての役割を果たします。



#### 福井らしい景観を育む人づくり

本計画は、景観に対する市民意識の高揚を図り、市民自らが「福井らしい」景観の担い手として主体的に景観形成に取り組んでいくための手がかりとしての役割を果たします。

### (3) 計画の期間

「百年、風土千年」と言われるように、人々の心に心象として焼き付く美しい景観を形成するには長い年月が必要であり、計画の期間は特に設けないこととします。

ただし、著しい社会環境の変化や市民ニーズの変化など、将来における時代背景を適切に踏まえながら、適正な見直しや充実を図っていくことが必要となります。